

保健室こころサポートプロジェクト 参加規約

本規約は、こころサポートチームが教育研究活動の一環として運営する、プロジェクトの参加条件を定めるものです。

第1条 (定義)

この参加規約において使用する語句について、次に掲げる通り定義します。

- (1) 本規約：この利用規約
- (2) 本プロジェクト：第3条に定めるプロジェクト
- (3) 本プロジェクトの運営者：横浜市立大学 COI—NEXT こころサポートチーム
- (4) 担当者：本プロジェクトの運営者のメンバー
- (5) 参加者：本プロジェクトへの参加者
- (6) 知的財産権等：特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の産業財産権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）等の知的財産権、ノウハウその他の権利
- (7) 反社会的勢力：暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・に暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
- (8) 機器等：パソコン、スマートフォン、VR機器、その他機器、通信回線ソフトウェアその他一切の手段
- (9) 機密情報：本プロジェクトにおいて運営者、担当者または他の参加者から開示される個人情報、顧客情報、企業情報、その他すべての情報

第2条 (この参加規約について)

1. 本規約は、参加者全員に適用されます。
2. 参加者は、本規約への同意がない場合には、本プロジェクトにご参加いただくことはできません。
3. 参加者は、本プロジェクトへの参加の申込時点又は本プロジェクト参加時点で、本規約に同意したものとみなします。
4. 本プロジェクトのウェブサイト及び本プロジェクトが配布するパンフレットや説明資料に、本プロジェクトへの参加方法やご注意いただくべき事項が表示されています。これらも本規約の一部をなすものとします。
5. 本プロジェクトへの参加前には本規約を必ずお読みください。
6. 本規約は、定型約款として運営者と参加者との間の定型取引に適用されるものとします。

第3条 (本プロジェクト)

1. プロジェクト名

保健室こころサポートプロジェクト

2. 本プロジェクトの目的

学校における精神保健相談の技術援助、教育と医療との連携促進、メンタルヘルス不調者の医療・福祉支援ニーズの把握

3. 本プロジェクトの参加対象者

生徒の精神保健相談に応対する者(主に保健室の養護教諭、スクールカウンセラー、教員などをいい、以下「養護教諭ら」という。)の所属する神奈川県内の中学・高等学校（以下、「学校」という。）

4. プロジェクト内容

メールにてこころサポートチーム担当者から参加者に対する助言を行います。

必要に応じてメールでの助言に加え以下の提供を行います。

いずれも無料です。

I) 出前講座

ReSPE-K（神奈川県学校自殺対策支援プロジェクト https://www-user.yokohama-cu.ac.jp/~ycucap/?page_id=2854 ）を含むこころサポートチームメンバーの出前講座の提案。

II) 情報提供

精神保健に関するアプリケーションなど有用なツールについての情報提供。

III) オンライン面談

こころサポートチームメンバーと養護教諭らのオンライン面談を行います。初回の対象は原則養護教諭らとします。必要に応じて2回目以降を設定し、希望があれば生徒及び保護者からの相談の受諾を検討します。

生徒及び保護者からの相談は、参加規約の内容、当該生徒及び保護者の個人情報の取り扱い、及びオンライン面談においては一般的な医学的な情報の提供や一般的な受診勧奨のみを行い、生徒の個別的な状態を踏まえた診断その他医行為に該当し得る一切の行為を行わないことについて、学校から生徒及び保護者に説明し、生徒及び保護者より書面（電磁的方法を含みます。）による同意を得た場合にのみ行います。

また、特に生徒及び保護者からとの面談はメタバースや仮想カメラの使用も提案することができます。

第4条（本プロジェクトへの参加方法について）

1. 本プロジェクトへの参加にあたっては、本規約を十分にご確認いただき、学校の長による参加申込書（様式1）の提出が必要です。本プロジェクトの運営者が参加申込書を受理した時点から本プロジェクトに参加できます。

2. オンライン面談の場合は、次の通りメールにて申し込みを行なってください。

- (1) オンライン面談をご利用される方は、同面談を申し込んだ養護教諭らに限ります。複数人数での相談をご希望の場合は、すべての利用者を明記してお申し込みください。
- (2) オンライン面談日の2日前までに運営者からのメールが届かない場合はご連絡ください。
- (3) 予約のキャンセルや予約日時の変更を行いたい場合は、事前に担当者にメールでご連絡ください。
- (4) 技術的な問題で、接続がうまくいかなかったり中断したりした場合は、担当者にメールでご連絡ください。担当者からもメールでご連絡いたしますが、もしお返事がなければ、キャンセル扱いとします。再予約を希望される場合は改めてメールでご連絡ください。
- (5) オンライン面談予約時間から5分経過しても応答がない場合はキャンセル扱いとします。
- (6) オンライン面談は、1回当たり30分とします。相談は原則として1回完結ですが、こころサポートプロジェクトチームが異なる相談が必要と判断した場合は2回目以降のオンライン面談設定を行います。

3. 本プロジェクトへの参加にあたっては次の点にご留意ください。

- (1) 参加者は、使用するアプリケーションを事前にインストールしてください。なお、アプリケーションは常に最新のバージョンにするなど参加者ご自身でセキュリティ対策に努めてください。また、機器の設定等のご質問はご遠慮ください。オンライン面談にあたっては、使用する端末の「マイク」「カメラ」「スピーカー」などが使用できるか事前に確認をお願いします。
- (2) 本プロジェクトにおいて使用する機器等や通信費については常に参加者のご負担となります。特に、従量制の料金設定としている場合など十分ご留意ください。
- (3) オンライン面談の際には、秘密保持のため、個室又は周囲に他人がいない環境を整えてください。
- (4) オンライン面談の参加前に、通信環境に支障がないことの確認を済ませて下さい。OSはサポート期間中のものを用い、最新のセキュリティ対策パッチを適用してください。サポートが終了したOSを搭載した機器等を使用しないでください。また、セキュリティの観点から、オンライン面談においてFree Wi-Fiを使用しないでください。

- (5) 生徒及び保護者からの相談を実施する場合には、参加者は、当該生徒及び保護者に対し、事前に、参加規約の内容、当該生徒及び保護者の個人情報の取り扱い、及びオンライン面談においては一般的な医学的な情報の提供や一般的な受診勧奨のみを行い、生徒の個別的な状態を踏まえた診断その他医行為に該当し得る一切の行為を行わないことについて説明を行い、生徒及び保護者より書面（電磁的方法を含みます。）による同意を必ず取得しなければなりません。
- (6) 参加者は、前号の書面を、当該生徒及び保護者からの相談が完結した日から5年間適切な方法で保管し、本プロジェクトの運営者が要望した場合には、当該書面を運営者又は運営者が指定する者に対して閲覧させ、またその写しを交付しなければなりません。

第5条（禁止事項）

1. 本プロジェクトでは以下の行為を禁止しています。
 - (1) 本プロジェクトの関係者を装い、詐称する行為、または本プロジェクトの関係者ではない者に関係者であると詐称させる行為
 - (2) 本プロジェクトの運営に支障を与え、または妨げる行為
 - (3) 本プロジェクトを、営業活動及び営利目的もしくはその準備を目的のために利用する行為
 - (4) 他の参加者、本プロジェクトの運営者、担当者もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権、知的財産権を侵害する行為
 - (5) 犯罪行為を目的にしたり、犯罪行為を誘発する行為
 - (6) 他人の名誉を棄損したり、権利を侵害する行為
 - (7) 本プロジェクトのウェブサイトもしくは本プロジェクトのパンフレット及び説明資料等に記載する事項または法令に違反する行為
 - (8) 公序良俗に反する行為
 - (9) 本プロジェクトにおいて知り得た機密情報を外部へ漏洩する行為
2. オンライン面談では以下の行為を禁止しています。
 - (1) オンライン面談を、参加者が、録音・録画する行為
 - (2) 相談の様子について、参加者が、録画・録音・配信する行為
 - (3) 相談の回答について、参加者が、流用・転載する行為
3. 前2項の行為が確認された場合、本プロジェクトの運営者は、本プロジェクトへの参加中止を含めた、しかるべき処置をとります。

第6条（個人情報）

1. 本プロジェクトにおいて運営者が収集した個人情報の管理者は、横浜市立大学附属病院長とします。
2. 本プロジェクトの運営者は、参加者の個人情報保護について個人情報保護法（平成15年法律第57号）および「公立大学法人横浜市立大学における個人情報の適正な管理に関する取扱要領」を遵守します。ただし、個人情報のうち保有個人データの開示等に関して、個人情報保護法又は条例を遵守します。
3. 本プロジェクトの運営者は、本プロジェクトにおいて収集した個人情報を、以下の目的で利用します。
 - (1) 本プロジェクトに関する連絡、相談内容の検討・回答、本プロジェクトの改善を目的としたアンケートの実施、その他本プロジェクトの遂行に必要な業務を実施するため
 - (2) 本プロジェクト参加者に対し、本プロジェクト以外のプロジェクトに関する広報等を実施するため
4. 本プロジェクトの成果を学会や論文にて公表する際には、参加者の氏名等特定の個人を識別することができる情報を使用しない等、参加者の個人情報の保護について十分に配慮します。
5. 本プロジェクトの運営者は、個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため、公立

大学法人横浜市立大学における安全管理措置に関する規定等に従い、適切に取り扱います。

6. 個人情報に関する記録は本プロジェクトの運営者が匿名化し対応表を作成して保管します。対応表は暗証番号により入室制限がされた室内の施錠式戸棚で保管します。また、対応表は、加工された個人情報と照合することにより特定の個人が識別できるため、外部への提供は一切行いません。

7. 参加者から、本プロジェクトにより取得され、本プロジェクトの運営者が保有する個人情報のうち、参加者本人を識別することができるものについて開示を求められた場合は、本プロジェクトの運営者が対応します。

第7条（免責）

1. 本プロジェクトの運営者は、本プロジェクトに起因して参加者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。また、本プロジェクトへの参加により特定の効果や効能が生じることを保証するものではありませんのでご了承ください。

2. 本プロジェクトで行う相談の範囲は、原則、遠隔健康医療相談（遠隔医療のうち、医師又は医師以外の者－参加者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行いますが、一般的な医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、参加者の個別的な状態を踏まえた疾患のり患可能性の提示・診断等の医学的判断を伴わない行為：厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」より抜粋）の範囲内とします。

相談内容としては、精神保健全般について的一般相談・（例：自傷行為とその対応について知りたい、生徒への精神保健教育について知りたい）と個別事例相談のどちらも可能ですが、個別事例に関する相談は、個人情報の取り扱いに十分留意した上での匿名相談となります。相談案件のうちに個人を特定し得る情報が含まれた場合、その情報を含むメール等の一切を破棄します。よって、該当の相談案件に関する返答は行えません。

3. 本プロジェクトの運営者は、本プロジェクトに関して、参加者と他の参加者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第8条（規約・本プロジェクト内容の変更）

運営者は、参加者の一般の利益に適合する場合、または本規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的に必要かつ相当と判断した場合には、参加者の事前の同意を得ることなく、本規約およびその他本プロジェクトの定める規約の変更、本プロジェクトの内容の変更、停止、中止をすることがあります。変更内容は本プロジェクトのウェブサイトへの掲載、メールでのご連絡、その他の方法で参加者に周知します。また、参加者が変更後の本プロジェクトを利用することにより、参加者が変更後の規約・本プロジェクトを承諾したものとみなします。なお、それらに基づき参加者に発生した損害等について本プロジェクトの運営者は一切責任を負いません。

第9条（知的財産権等）

本プロジェクトに関する知的財産権等は公立大学法人横浜市立大学、本プロジェクトの運営者又は正当な権利を有する第三者に帰属します。参加者は、他の参加者、本プロジェクトの運営者、その他第三者の権利侵害をすることのないよう利用方法を守って本プロジェクトに参加してください。

第10条（情報の収集、解析及び取扱い）

1. 本プロジェクトは、相談内容、相談時間、相談回数、その他参加者に関する情報、および参加者からの任意のアンケート調査を研究目的で収集し、公開利用する場合があります。

2. 本プロジェクトでは、前項の定めにより記録した情報を、個人が特定できる形式で公開しないものとします。ただし、法令に基づき、官公庁、検査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りではありません。

第 11 条 (損害賠償)

参加者の本規約に違反する行為（参加者の当該行為が原因で生じたクレーム等を含みます。）に起因して運営者に損害が発生した場合、本プロジェクトの運営者は参加者に対し、当該損害の全額（当方が支払った弁護士費用を含みます。）を賠償請求できるものとします。

第 12 条 (反社会的勢力の排除)

1. 本プロジェクトの運営者及び参加者は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証します。

- (1) 反社会的勢力に該当すること
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (7) 自己又は第三者をして暴力的 requirement、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと

2. 本プロジェクトの運営者又は参加者は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービスの提供の停止、及び直ちに本サービスに関するすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 13 条 (協議解決)

本プロジェクトの運営者及び参加者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第 14 条 (管轄裁判所)

本プロジェクトの運営者と参加者との間の本プロジェクトに関する訴訟は、横浜地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条 (準拠法)

本規約の解釈は日本国の法律に準拠するものとします。

規約制定 令和 5 年 12 月 26 日